いじめ防止基本方針

1　基本的な方向

本校は、子どもにとっての充実した学びと子どもを理解することを学校づくりの基本にすえる。
その上に立って、教職員・子ども・保護者・（大学）の協力のもと、いじめ行為を日常的に予防し、不幸にもいじめ行為が確認されたときには速やかに解決に向けた取り組みを進めることを、学校づくりの基本にすえる。子どもの課題について、とりわけいじめ等に関わることがらについては、すべての教員の意見が交換できる教員会議で話し合うことを大事にしている。本方針で確定することは、「いじめの防止」（未然防止のための取り組み）・「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさない手立て）・「いじめに対する措置」（発見したいじめ に対する対処）である。

2　いじめ防止等の対策のための組織

子どもの課題について担任が一人で抱え込むことなく、より多くの教員で課題を共有し、対応ができるように、以下のような部会・委員会をおく。

①企画部会

校内の研修計画及び各委員会の調整をする。

②日常的に話し合う場としての単学年部会

単学年部会は学年の学級担任で構成される。日常的に授業づくりや子どもについての情報を共有する。

③複数学年部会

複数学年部会（それぞれ低学年部会・中学年部会・高学年部会）は、二個学年の担任以外に特別支援学級教員・専科教員・養護教員・栄養教員・非常勤講師を含めて構成する。年５～６回の複数学年部会をもち、子どもの課題を出し合う。この部会では、学習上の課題や生活上の課題がある子どもについて報告し、指導の道筋を探る。複数学年部会で課題としてあげられた子どもについては、その後の部会においても継続して話し合う。

④SNE 委員会

子どもの課題のうち、全校的な見守りや指導が不可欠と考えられる場合には、SNE 委員会につなぎ、学校としての取り組みの方針を確立する。いじめ防止等の対策のための常設組織は、子どもの生活ニーズにも対応する SNE 委員会とする。当委員会は次のメンバーによって構成する。学校長・教頭、主幹教諭、養護教諭、複数学年部会代表(通級指導教室と特別支援学級も含む)より各 1 名（計 8 名）

⑤ いじめ防止等対策委員会

重大事態等の緊急の対応が必要とされる場合は、SNE 委員会に加えて、附属学校部長・ 学校カウンセラー・総務課長より構成されるいじめ防止等対策委員会を開く。

3　取り組み内容

（1） いじめ防止のための取り組み（未然防止のための日常的な取り組み）

いじめの未然防止のためには、一人ひとりの子どもが、学校生活を有意義なものであると実感でき

ることが大事である。そのために、授業・遊び時間・全校なかまづくりを担う児童会活動等、学校生活の様々な取り組みについて、より一層の「子どものための」という視点を検討する。

① 学級づくりの基本に「子どもがわかる授業」をすえる

子どもが充実した学校生活をすごすことができることが、いじめ防止にも不可欠なことであることをふまえ、子どもがわかる授業づくりを学級づくりの基本にすえる。その際、学級の子どもの意見の交流や高め合いを促す取り組みを進めることで、なかまとの関係をいっそう強めることができる。

② 日記等をとおして子どもをよりよくつかむ

子どもが悩んでいることをより広くつかむために、子どもの日記等の記録を活用する。

③ 学校生活場面での日常的な指導

子どもの課題は小さな問題のときから解決していくことが、大きな問題に発展しないためには重要である。そのため、毎日の朝の会や終わりの会等の時間に、なかま理解を進める話を取り上げて、子どもたちに考えさせる。また、社会的な事件が起きた時に、学年に応じた内容で子どもたちに考えさせることも必要である。このような機会を経ながら、子どもは行動について判断する力を高めていく。

④ 担任以外の授業で問題が発生したとき

担任以外の授業で問題が起こったときは、授業者が問題の解決にあたるとともに、授業後、問題の大小にかかわらず担任に報告する。報告を受けた担任は当事者の子どもに尋ねて、課題の把握を進める。

⑤ 子ども間の問題について当事者からよく聞く

学校で起こった子ども間のもめごとについて、当事者の言い分をていねいに聞くとともに、できごとを見た子どもからも状況を聞き、できごとをより客観的にとらえるようにする。

⑥ 学級の子どもたちに考えさせる課題として位置づける

子ども間の問題について、課題によっては、学級の全ての子どもたちに考えさせることも必要である。この場合、時間割上の学級会の時間を待たずに臨時の学級会の時間をとることも必要である。

⑦ 保護者への連絡

保護者とできごとについてより正確な情報を共有することが、子どもへの継続的な指導について必要なことである。子どものプライバシーに配慮しながら、わかったことやまだわかっていないと、また、指導内容について知らせ、保護者の理解を得るように努める。保護者と合意できない内容があれば、他の教員と話し合って解決への方途を探る。

⑧ 子どもとの面談

子どもの悩みが日常の学校生活や日記等で出されていない場合であっても、定期的に子どもに尋ねることによって、先生は自分のことを気にかけてくれているという信頼感を高めることにつながる。また、問題が起こったときに相談できるという気持ちを高めることになる。

⑨ 子どもへのアンケート

毎年９月に、全校一斉に子どもへのアンケートをとり、子ども（自分と他の子ども）が友だちのことで困っていることをつかみ、指導する機会とする。この時期は教育実習中でもあるので、ア

ンケートの結果について必要な情報は教育実習生にも知らせ、子ども観察と指導に生かせるようにする。その後、実習生から日常的に報告を受ける。

⑩ 保護者との懇談

定期的な懇談会のおりに、友だちとの課題や悩みについても必ず尋ね、子どもの状況を知るとともに、保護者理解の手立てともする。

⑪ 養護教諭の役割

養護教諭は、子どものケガや体調不良等の訴えをもとに、子どもの話をよく聞く。子どものことばの中に少しでも不審な点がある場合には、担任に知らせる。続けて同じ子どもが保健室に来るようなときも、その旨を担任に知らせ、その後、担任と連絡を取り合って、子どもをよく見ていくようにする。定期健康診断や身体測定で、子どもの身体に異変が見られた場合は担任に報告する。定期健康診断等で、一年前の結果と比べて急な悪化が見られるときは、子どもの環境の大きな変化が考えられるので、担任に報告する。

（２） 早期発見・早期対応のあり方（いじめの兆候を見逃ない・見過ごさないための手立て）

① いじめの早期発見の手だてーチェックポイントーの活用

「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」（奈良県教育委員会）や「いじめの早期発見の手だてーチェックポイントー」（本校作成）を活用し、日常の子どもの様子を知り、変化を見つける。

② いじめの兆候を見逃さない

子どもの言動で他の子どもが困っていることに気づいた教員は、担任・学年団・SNE 委員を中心に伝えて教員間での情報共有を大事にし、できるだけ早く協力して対応する。担任はその後確かめられたことを、自クラスの授業を担当するすべての教員に伝える。

（３） いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

① まず加害行為を止める

子どもを殴る･蹴るなどの身体的に暴力を加えていることに気づいた教員は、速やかに止める。暴力的なことばや相手を傷つけることばを言っているときも同様である。一人で制止することが難しいときには、他の教員の援助を頼む。他の教員が近くにいない場合は、大声を出すなどして、緊急性を知らせ、同時に加害者にも気づかせるようにする。また、近くに子どもがいたときには、その子どもを通して他の教員の援助を頼むようにする。

② 加害行為をするにいたった経過を調べる

身体的または精神的な暴力的行為を止めさせたあとの聞き取りでは、発見した教員と担任（担任団）の教員が立ち会う。見ていた子どもにも状況を聞く必要があるが、同席させるかどうかは判断が必要である。

③ SNE 委員会への連絡

加害行為があった場合には速やかに SNE 委員会に伝える。SNE 委員会は関係する子どもの担任や担任団及び授業をもつ専科教員と対応について協議する。緊急性が高いと判断した場合はいじめ防止等対策委員会をもつ。合わせて、臨時の教員会議をもってことがらの経過を共有し、対応を決める。

④ 被害者へのケアと加害者への指導

被害者と加害者について、担任や担任団だけではなくすべての教員がその後の様子をいっそう注意深く見ていく必要がある。そして、被害者のケア・加害者の指導など、問題の解消まで、担任と SNE 委員会が責任をもってあたる。

⑤ 加害行為を見ていた子どもへの指導

暴力的な行為を止めずに見ていたり、知っていたりする子どもがいる場合には、直接的な加害行為がなくても、適切に指導する。

（4） 重大事態への対応

① 附属学校部での情報の共有

子どもの問題について、重大事態にいたるまでにも、毎月一回開催されている附属学校部運営委員会で課題を共有する。

② いじめ防止等対策委員会の開催

重大事態への対応が必要と判断するときは、大学の委員を含めたいじめ防止等対策委員会をもって協議する。その後、大学の判断をふまえて対応する。

4　教育相談体制

① 教育相談機関の保護者への周知

保護者に教育相談をする機関として、担任以外に次の機関があることを学校だより等で知らせる。

〇学校長・教頭・保健室の先生（附属小学校 電話 0742-27-9281）

〇学校カウンセリング・・・相談希望者は担任・保健室の養護教諭・教頭のいずれかまで伝える。

〇学校外の公的機関 ・児童人権 110 番（奈良地方法務局） 奈良市東紀寺町 3-4-1 奈良地方法務局人権擁護課内 電話 0120-007-110・奈良県中央こども家庭相談センター テレホン相談 0742-23-4152 ・奈良県立教育研究所の電話教育相談 「あすなろダイヤル」0744-34-5560

5　校内研修

① 毎週の教員会議で

SNE 委員会が把握した子どもについては、毎週の会議において、子どもの様子や加えた指導についての内容を適宜報告し、教員間で共有する。

② 校外研修を生かして

研修の機会があった場合には、報告を受けて、その後のいじめ防止に生かす。

③ 年初における本方針の確認

年度初めには、本いじめ防止基本方針を、新着任教員を含めてすべての教員で確認する。

④ 年度末における本方針の改定論議

年度末には、本方針をより実質的なものにするために必要な改定についての話し合いをもつ。